

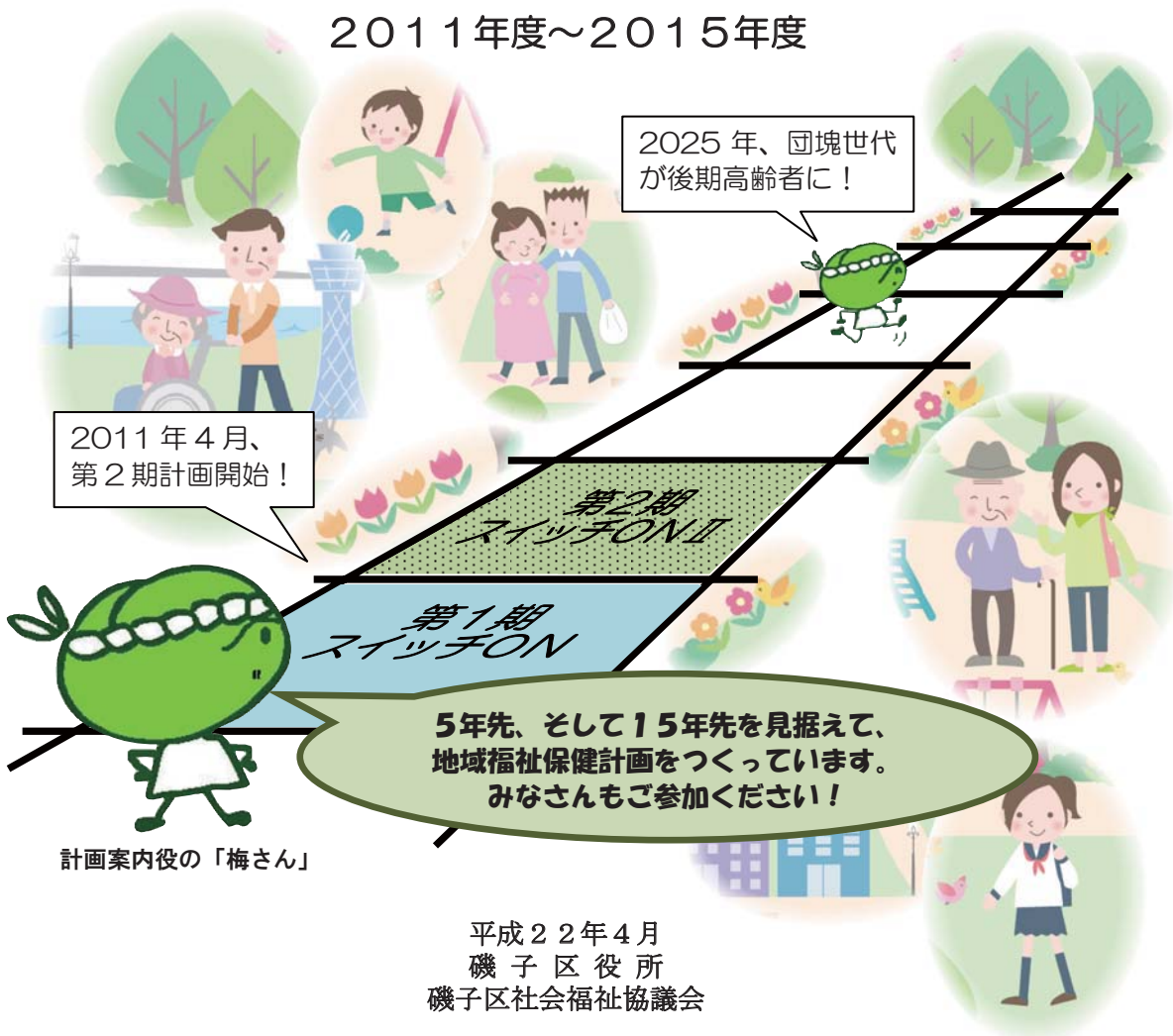
～誰もが幸せに暮らせるまちをめざして～

スイッチON磯子Ⅱ

素案

第2期 磯子区地域福祉保健計画

2011年度～2015年度



■スイッチON磯子とは？ 地域福祉保健計画とは？

1 スイッチON磯子って何ですか？

横浜市で取り組んでいる「地域福祉保健計画」の磯子区版の愛称です。この愛称には「一人ひとりが何かを始めるきっかけとなるように」との願いが込められています。

2 地域福祉保健計画って何ですか？

地域に暮らす誰もが幸せな生活を送れるように、区民・地域活動団体・関係機関・区役所・区社会福祉協議会などが力を合わせて、地域で支えあえる関係をつくることを目指した計画です。区民の皆さんの活動を支援する計画である点が、これまでの行政計画とは違う発想で作られた計画となっています。

3 地域福祉保健計画はなぜ必要なのですか？

これから少子高齢化がますます進展することが見込まれます。それに伴い公的サービスや民間サービスが多様になったとしても、それだけでは支援が必要な人の生活すべてを支えていくことはできません。そこで、子どもから大人まで地域みんなが一緒になって、地域の身近なところで「高齢者や障害者を支える」「子どもを見守る」といった、地域でしかできない取組が必要になります。

も く じ

■スイッチON磯子とは？ 地域福祉保健計画とは？	P. 1
■磯子区地域福祉保健計画の目標	P. 2
■計画の経過と今後の策定スケジュール	P. 3
■磯子区の状況	
・各種データ	P. 4
・地区の名称、地域活動で利用されている区内の主な施設	P. 6
■地域の皆さんこそが、地域の福祉保健活動の担い手です！	P. 7
■第2期計画「スイッチON磯子Ⅱ」の“共通テーマ”	P. 8
■区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザの取組	P. 11
■あなたのご意見・ご提案をお聞かせください！	P. 12
■第2期磯子区地域福祉保健計画の位置づけ	P. 13
■スイッチON磯子Ⅱ【素案】へのご意見カード	P. 14

■磯子区地域福祉保健計画の目標

～誰もが幸せに暮らせるまちをめざして～

私たちは、いま、新しい時代を迎えようとしています。世界のどの国も経験したことのない高齢社会が到来します。

磯子区地域福祉保健計画の案内役である“梅さん”が、本冊子の表紙で「**5年先、そして15年先を見据えて**・・・」と呼びかけています。

5年先とは、この第2期計画が対象とする期間のことだと分かりますが、15年先とは何のことかと思われるかもしれません。今から15年後の2025年（平成37年）は次のような状況であると考えられています。

2025年（平成37年）とは・・・

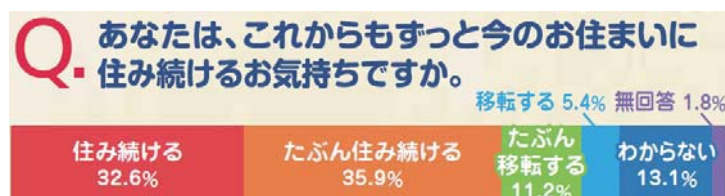
- ・65歳以上人口が全人口の30%を超える高齢化が進んだ年です。
- ・戦後のベビーブーム世代（団塊の世代）が75歳以上の高齢者に到達する年です。
- ・そして、2025年以降、高齢者数がとても多い時代が続きます。
- ・また、年代に関わらず、一人暮らしや夫婦のみ世帯が増えています。

このような社会状況では、要介護認定者が増えることにより介護費用がますます増加し、公的サービスや民間サービスだけで支援が必要な人すべての生活を支えていくことが困難になることが容易に予想されます。新しい社会の到来を前にして、私たちはどのような準備を始めるべきなのでしょうか。

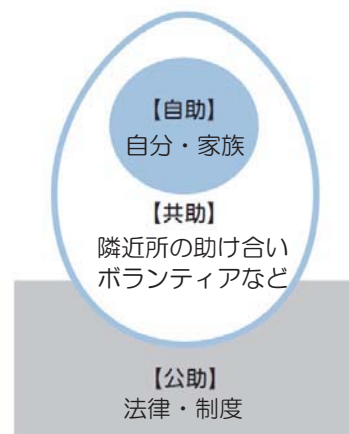
磯子区民の多くは、うれしいことに、これから先も磯子区に住み続けたいという気持ちを持っています（※1）。住み慣れたこの地に安心して住み続けるためには、地域での「つながり」を育み、「支えあう」という考え方がとても大切になってきます。

自分でできることは自分でやる「自助」、行政が行う「公助」、そして隣近所やボランティア活動などを通して共に助け合う「共助」（※2）、この3つをうまく組み合わせ、誰もが幸せに暮らせる磯子のまちづくりを進めていきましょう。

（※1）「平成21年度磯子区民意識調査」より

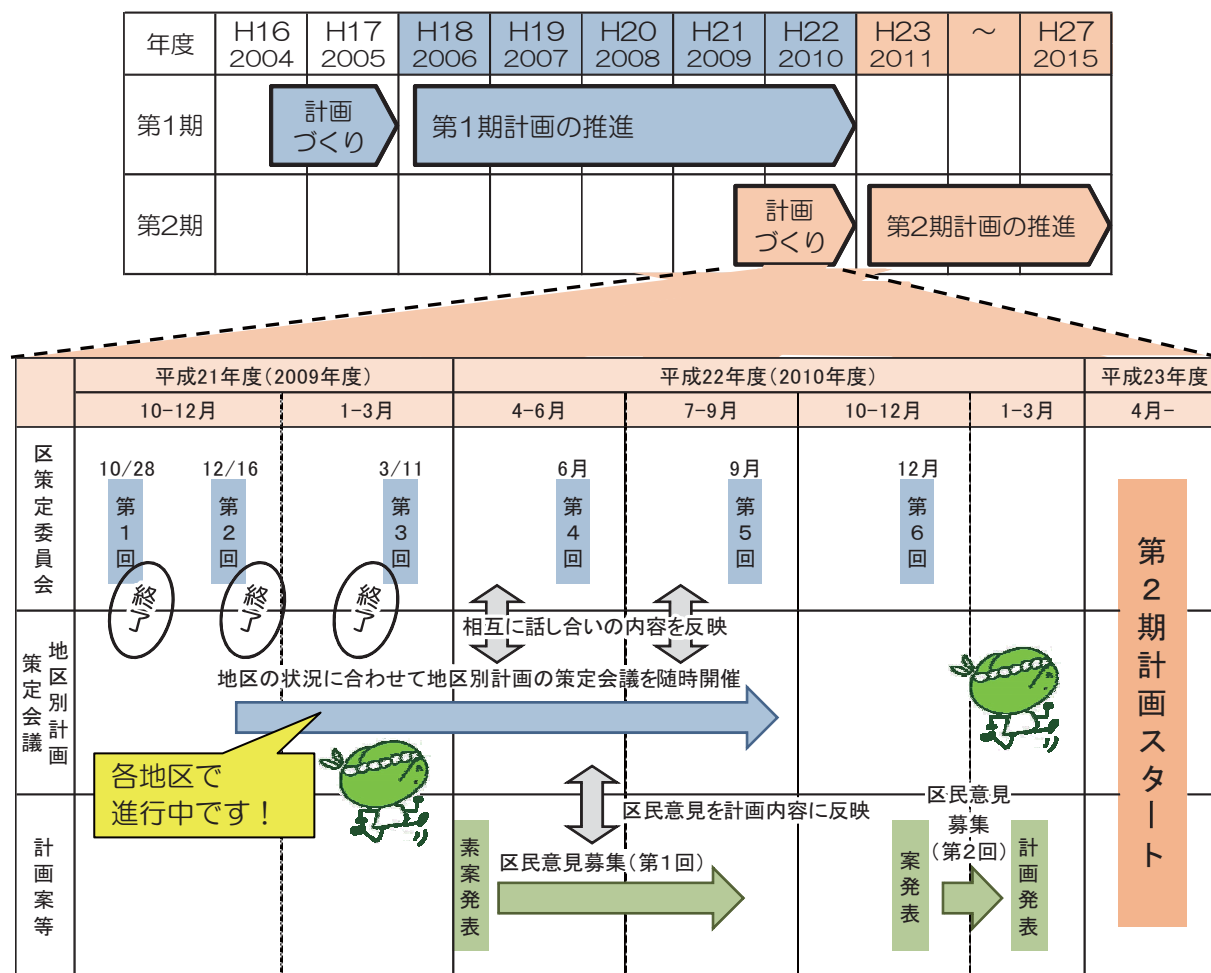


（※2）「第1期計画」冊子より



■計画の経過と今後の策定スケジュール

現在のスイッチON磯子の取組状況ですが、第1期計画（平成18～22年度／2006～2010年度）の最終年度であり、第1期計画を推進しながら、第2期計画（平成23～27年度／2011～2015年度）づくりを行っているという状況です。下図は、計画全体の大まかな流れと第2期計画策定の詳しい流れを示しています。



区計画策定委員会

区内の各種団体と各地区を代表する委員から構成されており、磯子区地域福祉保健計画の全体的内容や構成を検討していただいています。会議内容は磯子区ホームページで公開しています。

地区別計画策定会議

各地区の特徴を生かした地区別計画の策定に向けて各地区で開催していただいている会議のことです。平成22年3月末までは、主に第1期計画の振り返りをしていただいています。4月以降は、第2期計画の中身について検討していただく予定です。

計 画 案 等

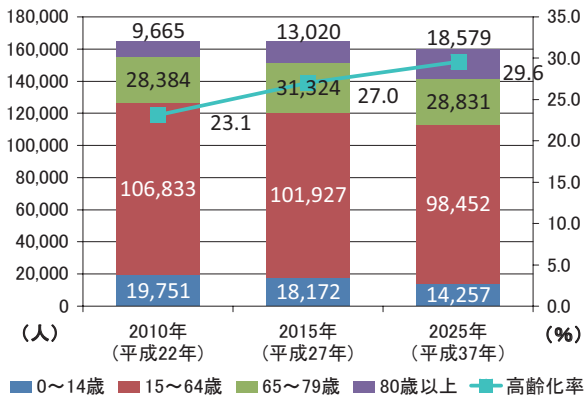
4月に“計画素案”を発表して、7月末まで区民の皆様の意見を募集していきたいと考えています。いただいた意見を参考にしながら、区計画や地区別計画を策定し、12月頃には“計画案”を発表して、再度、区民の皆様の意見を伺っていきたいと考えています。そして、平成23年1月～2月頃に“第2期磯子区地域福祉保健計画”を発表していく予定です。

本素案の最終ページのご意見カードを使って、意見・提案・感想をお聞かせ下さい。よろしくお願いします。

■磯子区の状況

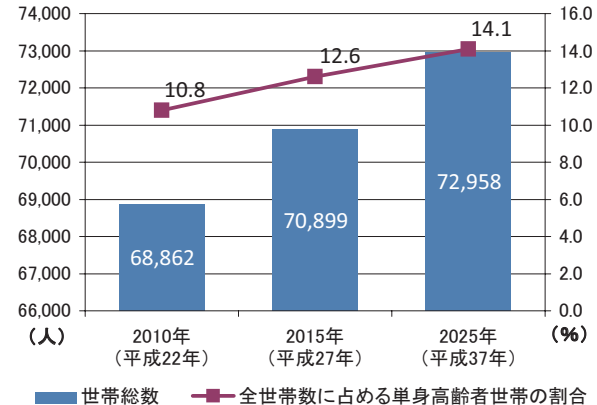
1 各種データ

(1) 人口の推移（推計）



※平成17年国勢調査に基づき横浜市都市経営局が推計

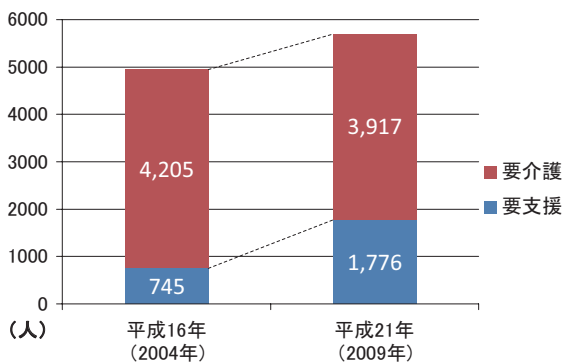
(2) 世帯数の推移（推計）



※平成17年国勢調査に基づき横浜市都市経営局が推計

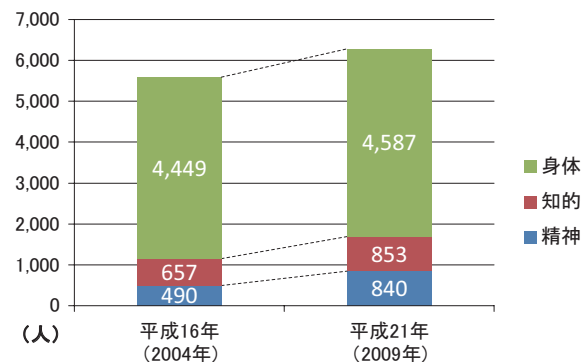
2010年から2025年の磯子区の人口と世帯数の変化を推計すると、人口が減る一方で世帯数が増えると予想されています。つまり、一人暮らし世帯や夫婦のみの世帯が増えるということです。また、65歳以上人口が1.2倍になる間に80歳以上人口は約2倍になります。

(3) 要介護認定者の推移



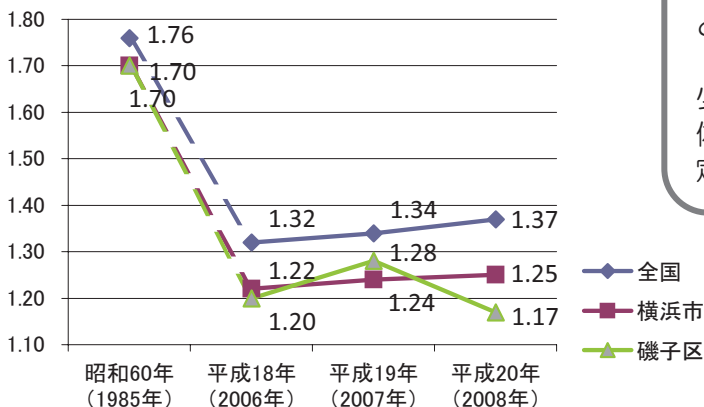
※平成18年度の介護保険制度改正により、介護状態の区分が6段階から7段階になりました。従来の「要支援」は「要支援1」に、「要介護1」は「要支援2」または「要介護1」に区別されます。
※各年3月31日現在 磯子区役所作成

(4) 各種手帳所持者の推移



※[身体]身体障害者手帳所持者数
[知的]知的障害者療育手帳(愛の手帳)所持者数
[精神]精神障害者保健福祉手帳所持者数
※各年3月31日現在 磯子区役所作成

(5) 合計特殊出生率の推移



少子高齢社会の進展により、支援を必要とする人の数は増える傾向にあります。しかし、将来を支える子どもの数は、減少し続けています。なお、全国や横浜市全体では増加の兆しも見えますが、先行きは定かではありません。

※横浜市健康福祉局資料から作成

※「合計特殊出生率」とは、その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年度の年齢別出生率で、一生の間に産むとした時の子どもの数に相当する。(厚生労働省「我が国の人口動態」より)

(6) 各地区の年少人口割合と高齢人口割合（高齢化率）

地区名	年少人口割合(%)		高齢人口割合(%) (高齢化率)	
	平成16年 2004年	平成21年 2009年	平成16年 2004年	平成21年 2009年
根岸	11.0	10.6	18.7	21.2
滝頭	12.9	12.1	19.3	21.9
岡村	13.5	13.3	18.0	22.6
磯子	12.2	12.0	17.4	20.3
汐見台	18.4	19.3	10.6	12.9
屏風ヶ浦	11.1	11.1	19.9	23.1
杉田	12.5	12.0	17.5	21.2
上笹下	12.6	12.2	15.4	20.2
洋光台	12.4	11.8	20.6	25.5
磯子区平均	12.5	12.2	18.2	21.7
横浜市平均	13.7	13.5	15.8	19.0

※年少人口割合:14歳以下の年少人口が総人口に占める割合

※高齢人口割合(高齢化率):65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

※各年3月31日現在 磯子区役所作成

平成21年3月31日現在、汐見台地区を除いて高齢化率は20%を超えました。

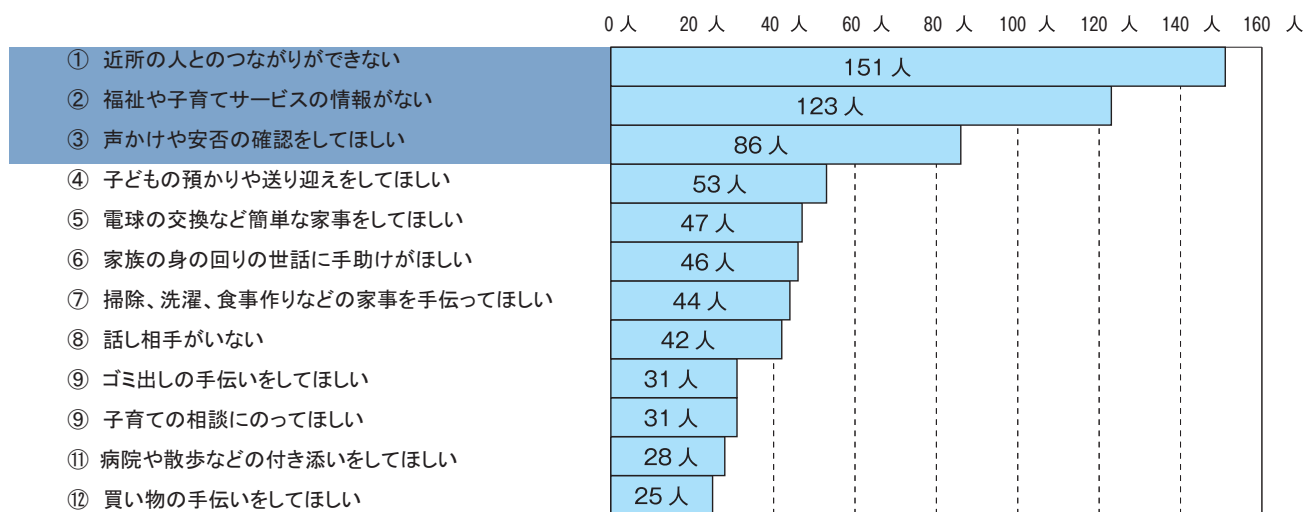
なかでも一定期間に開発された洋光台地区では25.5%と高齢化率が進んでいます。

一方で、汐見台地区の年少人口割合は19.3%となり、横浜市の13.5%を大きく上回り年々増加しています。

このような地区毎の年齢構成の違いなどの特徴をふまえた取組が今後ますます必要となってきます。

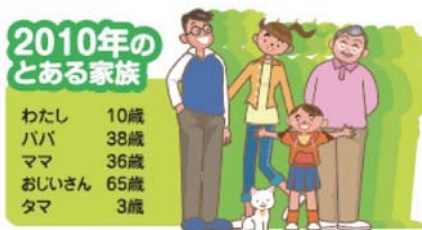
(7) 平成21年度 磯子区の福祉と保健に関する地域調査結果から

問：あなたご自身のことで、困っていること（手助けがほしいこと）ありますか？（複数回答可）



回答の上位3項目は、①「近所の人とのつながりができない」②「福祉や子育てサービスの情報が無い」③「声かけや安否の確認をしてほしい」となっています。調査結果からも、これからの地域社会では顔見知りの関係や気軽に声をかけられる関係を意識的につくっていくことが求められます。

また、支援が必要な人に的確に情報が届くよう情報提供を工夫する必要があります。



15年後の磯子区はどうなっているのだろう？



2 地区の名称、地域活動で利用されている区内の主な施設



◎ 磯子区役所・磯子公会堂・磯子図書館・
いそご区民活動支援センター

- 1 地域子育て支援拠点「いそピヨ」
- 2 磯子区精神障害者生活支援センター
- 3 磯子区民文化センター「杉田劇場」
- 4 磯子スポーツセンター
- 5 いそご地域活動ホームいぶき

- ★1 根岸地域ケアプラザ
- ★2 滝頭地域ケアプラザ
- ★3 磯子地域ケアプラザ
- ★4 屏風ヶ浦地域ケアプラザ
- ★5 新杉田地域ケアプラザ
- ★6 洋光台地域ケアプラザ
- ★7 上笹下地域ケアプラザ (H23.4月開所予定)

- ◆1 根岸地区センター
- ◆2 磯子センター
・磯子地区センター
・老人福祉センター喜楽荘
・磯子区福祉保健活動拠点「こすもす広場」
・磯子区社会福祉協議会
- ◆3 杉田地区センター
- ◆4 上中里地区センター

- 1 滝頭コミュニティハウス
- 2 岡村中学校コミュニティハウス
- 3 根岸中学校コミュニティハウス
- 4 浜小学校コミュニティハウス
- 5 浜中学校コミュニティハウス
- 6 洋光台第三小学校コミュニティハウス
- 7 洋光台第四小学校コミュニティハウス

■地域の皆さんこそが、地域の福祉保健活動の担い手です！

- ・今後、高齢者がますます増加する状況の中で、地域福祉の推進を考えた時、中学校区以上のサービス対象エリアを持つ福祉保健の専門家では、小地域ごとの対応を十分に行うことが困難だと考えられる。
- ・地域福祉を推進するためには、個別課題に対して解決を導く強い専門性を持つ担い手だけでなく、地域や住民一人ひとりに目を向けることのできる弱い専門性を持つ担い手が求められる。



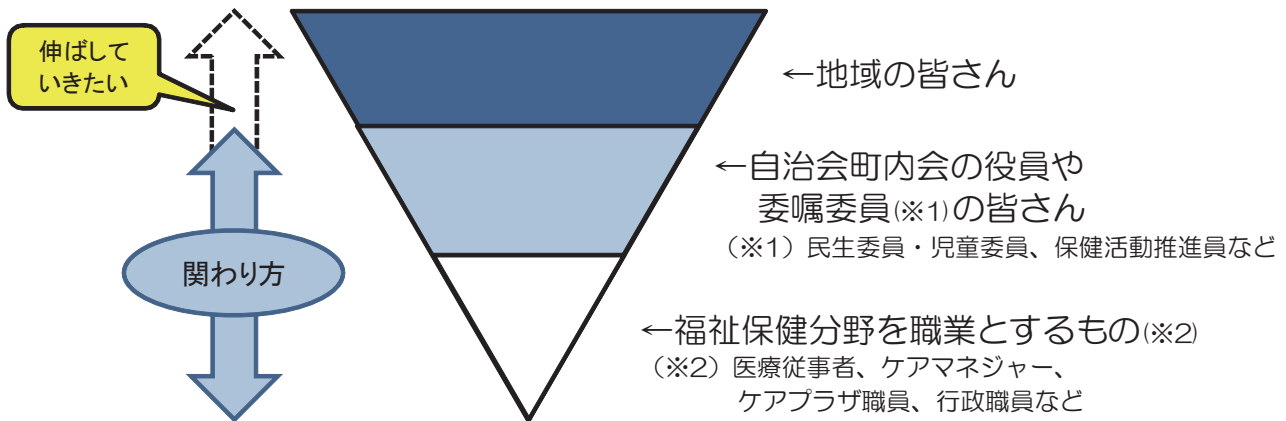
大都市郊外の変容と「協働」（编者：慶応義塾大学総合政策学部 大江守之教授）より

ここで言う“弱い専門性”を持つ担い手とは、仕事としてではなく、地域社会の中で住民の立場から、地域の福祉保健活動に取り組んでいる人を指しています。具体的には、自治会町内会の役員や民生委員・児童委員等の委嘱委員の方々のことです。

“強い専門性”を持つ担い手とは、福祉保健分野に仕事として関わる人のことです。この福祉保健分野を職業とする人たちが、地域の人たちによる福祉保健活動を支えます。

しかし、今後は福祉保健のニーズが増大し、多様化してくることから、住民の中にもっと多くの担い手が求められてきます。そこで、地域の皆さんが、それぞれの生活リズムの中で、無理をしない範囲で、地域社会に関わっていくことが求められてきます。

・住民の立場から関わる人(専門家ではないが人数が多い)



・職業の立場から関わる人(専門家だが人数が少ない)



「梅さんを抱える大江教授」

次のページから紹介する第2期磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子Ⅱ」の共通テーマ等を進めるために、みんなで知恵を出し合ひましょう。

[参考文献] 大都市郊外の変容と「協働」－〈弱い専門システム〉の構築に向けて
(编者) 大江守之・駒井正品 (発行) 慶応義塾大学出版会株式会社

健康福祉局のツボリズム(H22.3.17開催)で基調講演をしていただいた慶応義塾大学総合政策学部の大江守之教授と記念撮影しました！



■第2期計画「スイッチON磯子Ⅱ」の“共通テーマ”

第2期磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子Ⅱ」を進めるにあたり、この計画の目的を分かりやすくするためにも、磯子区内の全ての地区の皆さんに取り組んでいただきたい“2つの共通テーマ”を設定しました。

共通テーマ① 地域の支えあいの推進

共通テーマ② 災害時の要援護者の地域でのサポートの推進

共通テーマの設定にあたっては、第2期横浜市地域福祉保健計画(※1)に掲げる活動、磯子区内の様々な地域で行われている個性豊かな福祉保健活動、磯子区民意識調査(※2)などを参考にいたしました。

これまであまり地域のことや隣近所で暮らす人たちに関わってこられなかった人たちが、地域のことや隣近所で暮らす人たちのことに少しでも関わられるようになり、相互に思いやりと支えあいの気持ちを持つようになるようこれらの取組を進めていきます。

※1「第2期横浜市地域福祉保健計画」

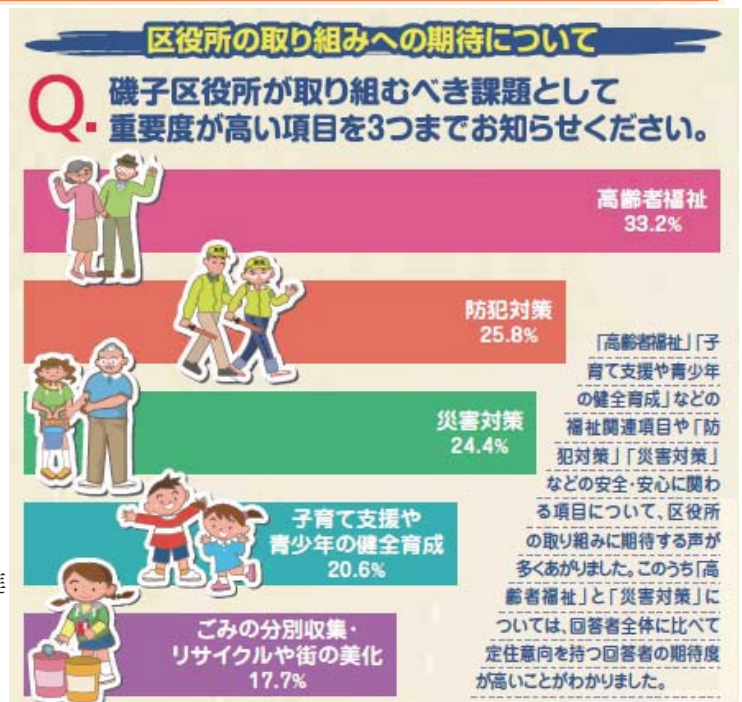
※2「平成21年度 磯子区民意識調査」

(広報よこはま磯子区版 平成22年2月より)



第2期横浜市地域福祉保健計画
(平成21-25年度)

【調査期間】平成21年7月29日～8月12日
平成21年度 磯子区民意識調査
 【対象】20歳以上の区民3500人
 (住民基本台帳および外国人登録原票から無作為抽出)
 【有効回収数】1927件(有効回収率 55.5%)
 ※調査報告書は、磯子区ホームページや磯子区役所1階の行政資料閲覧コーナーで見ることができます。



第2章 推進のための取組

推進の柱1 地域づくりを進める

1 地域で取り組む福祉保健活動

- (1) 地域住民の交流と支援が必要な人への取組推進
- (2) 自治会町内会を基盤とした地域ぐるみの取組
- (3) 災害時要援護者避難支援事業の取組推進 など

①地域の支えあいの推進（所管：福祉保健課、高齢・障害支援課、区社協）

ア 民生委員・児童委員を中心とした見守り訪問等（＝地域支えあい事業）



この取組は磯子区では「地域支えあい事業」と呼ばれ、平成7年に他区に先駆けてモデル区として取り組みを始めました。

事業内容は、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、ねたきり高齢者、その他援護を要する区民の方々に対する見守り・定期訪問の実施や食事会等の開催です。

これらの活動は、民生委員・児童委員、保健活動推進員、友愛活動推進員、その他自治会町内会の皆さんが主な担い手となっています。

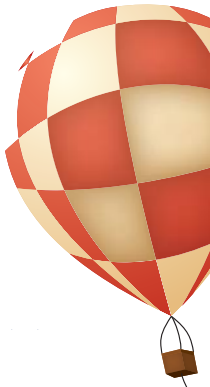
地域支えあい事業による見守り・訪問活動は、地域のあらゆる福祉活動の基盤となる活動です。

地域支えあい事業は、実際に特定の方を訪問することなどから、プライバシーや個人情報に配慮するなど、ある程度の経験や技術が必要です。しかし、現状では、上記の担い手の方々はどうしても不足しがちです。

イ 地域の皆さんによる見守り・気配り

そこで、地域の皆さんが、ご近所にほんの少し気を配り、何か変化に気が付いたら、少し詳しい人に連絡するという関係を築くように努めてみませんか。

例えば、会社に行く時、買い物に行く時、学校や塾へ行く時、犬の散歩に行く時、商品の配達に行く時、・・・ほんの少し回りを見渡してみませんか。



磯子区を目指そう！

②災害時の要援護者の地域でのサポートの推進

(所管：総務課、高齢・障害支援課、福祉保健課)



災害時など、自分だけで行動することが難しい一人暮らし高齢者や障害のある方たちを地域ぐるみでサポートしていくため、地域が主体的に進める要援護者対応の仕組みづくりを支援していきます。

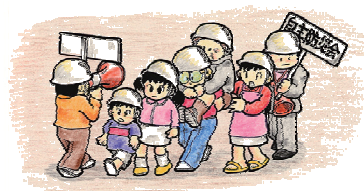
既に磯子区内の多くの地域で取り組み始めていただいておりますが、取組方法や取り組む範囲は様々です。それぞれの地域の実情にあったかたちで取り組んでいただけたらと考えています。

～A町内会の取組例～

A町内会では、震災発生直後に要援護者の救援活動を行うには、近隣の人たちの協力が必要だと考えました。

そこで、町内会で独自にアンケート調査を行い、①支援を必要とする要援護者の方と、②支援ができるという協力者の方の把握を行っています。そして、町内会の地図に①と②の方の家をマーキングして、町内会役員の方々に保管しています。

協力者の方がなかなか集まらないことに悩みましたが、日頃のお付き合いや地域のイベントを通じて少しずつ仲間を増やしています。



～B地区連合の取組例～

B地区連合では、要援護者の方を把握するために区役所が持つ行政情報を活用することにしました。取組方法は次のとおり。

- ①一定の条件に該当する方へ区役所がダイレクトメールを送る。
- ②取組みに同意した方の分の名簿を作成して、地区連合の役員さんなどに提供する。
- ③名簿に基づいて地域の方が訪問し把握する。…という流れです。この取組は、個人情報保護の観点から、地区連合と区役所との間で協定の締結が必要です。

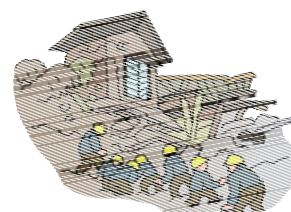
また、この取組はある程度まとまった対象エリアが必要なので、地区連合単位での実施となります。悩みと言えば、同意されなかった要援護者の方々と顔の見える関係をつくれないうことです。

誰もが、近所のことを気にかけている

【コラム：災害と自治組織について】

阪神淡路大震災の時には自治会町内会の組織が大きな力を発揮しました。関東大震災の時はどうだったのか、関東大震災の翌年に発行された報告書を見てみましょう。

大正13年10月1日 東京市社会局社会教育課長 池国哲太郎
『東京市社会局調査報告書 11』“序に代えて”より



昨年の大震災に非常な痛手を受けた創傷が未だ癒えない内に、矢継ぎ早に数次の政変を重ねたのである。
(中略)

今私は前述のような苦しい立場にある日本の時局を奥底に置いて、多大の囑望を以て、町会規約を精読したのである、若し夫れ町会は何等官公の懇懇(しょうよう：傍からすすめる)又は囑託をも受けず、勿論何等の助成に基きて生れたのでもなく、純呼なる隣保親善交互扶助の美情の発露であって、真呼たる自発的の自治団体である。(略) **此自治単位の力が強くなってこそ始めて、市民自身の振興を見るのである**と信ずる。私は此点に於て深く町会の発達を囑望するのである。

■区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザの取組

1 区役所・区社協・地域ケアプラザの取組

地域福祉保健計画を推進していくため、“身近な地域での支えあい”という観点から、分野別
に取組を挙げてみました。次の取組は一例ですが、区役所各課・区社協・地域ケアプラザへ期
待する取組について、区民の皆様からご意見・ご提案をいただけたらと思っています。

(1) 健康づくり活動を通じた地域づくりの推進

- ・身近な地域で開催される体操教室など、区民の主体性を活かした健康づくり活動がより活発
になるよう支援し、地域のつながりづくりを進めます。
- ・健康への意識を高められるよう、健康に関するさまざまな情報を得る機会と、健康づくりの
きっかけとなる場を提供します。

(2) 高齢者・障害者の暮らしやすい地域づくりの推進

- ・高齢化の進展とともに、急激な増加が見込まれる認知症高齢者等が地域で安心して暮らすこ
とができるよう、地域の見守り支援体制の構築と活動拡大を推進します。
- ・区内の障害者関係機関でつくられた障害者支援ネットワークの自主的な活動への支援を行っ
ています。また、障害への理解が進むよう地域への啓発に引き続き取り組みます。

(3) 子育てしやすい地域づくりの推進

- ・身近なところで安心して子育てできるよう、地域で行われている子育てサロンや子育てサー
クルなどの様々な取組を支援していきます。
- ・地域子育て支援拠点「いそピヨ」が親子の居場所、情報提供・相談の場として定着するよう
支援します。また、「いそピヨ」を中心に地域の子育て支援関係者がそれぞれの地域で活発な
取組ができるようネットワークを広げていくことを支援していきます。

(4) 地域が行う福祉保健活動の支援

- ・地域の中で行われている福祉保健活動や当事者活動が更に活発になるよう支援します。
- ・ボランティアをはじめとした、地域で福祉保健活動にたずさわる人材を育成します。
- ・地域活動の財源となる募金活動などを行い、また区民の皆さまの善意で集まった資金を、地
域活動推進のための助成金として適切に活用します。

2 重点推進プログラム

第1期計画では、地域の人材や活動場所などの宝物（情報）を蓄積して活用する「しあわせ
バンク事業」と、地域の皆さんの発案した取組を支援する「あなたの提案実現事業」を進めて
きました。

第2期計画では、第1期計画の2つの重点推進プログラムを踏まえ、より効果的に地域の福
祉保健活動の推進を後押しするプログラム（事業・取組）を検討していきます。

また、福祉保健活動に関する地域への情報提供や啓発にも引き続き力を入れていきます。

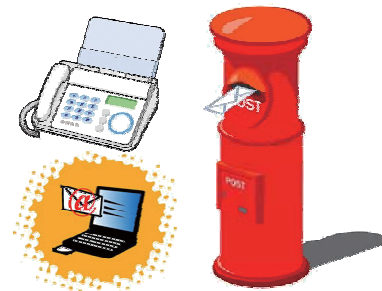
■あなたのご意見・ご提案・ご感想をお聞かせください！

ご紹介してきた共通テーマをはじめとした“素案”の内容へのご意見・ご提案・ご感想や、共通テーマ以外にも皆さんの暮らす地域で、

「こんな取組があったらいいな、

「こんな取組をやってみたいな、

というご意見・ご提案・ご感想があれば、最終ページの封筒、FAXまたはEメールなどで磯子区役所までお知らせください。



いただいたご意見・ご提案・ご感想を生かして地域福祉保健計画をつくり、“誰もが幸せに暮らせるまち”の実現を目指して行きたいと思います。

**共通テーマと自由なテーマを
このページに書き込みます！**

〇〇地区
スローガン・合言葉

地区の特色
地区内人口〇人、高齢化率〇%・・・

共通テーマ

【1】地域支えあいの推進
1.

【2】要援護者の地域でのサポートの推進
1.

5年後の将来像

《取組例》

上記以外の自由なテーマ

①高齢者の閉じこもりを予防しよう

②地域の子育てスペースを増やそう

③スポーツを通じて健康づくりを進めよう

5年後の将来像



第1期計画に盛り込まれている取組は上記の冊子に記載されています。福祉保健課窓口または区役所ホームページでご覧になれます。

<http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/fukuho/un-ei/chifukukeikaku.html>

本素案の最終ページのご意見カードを使って、意見・提案・感想をお聞かせ下さい。よろしくお願いいたします。

■第2期 磯子区地域福祉保健計画の位置づけ

1 根拠法

地域福祉保健計画は、社会福祉法第107条の規定による法定計画であり、住民、事業者、行政が協働して策定・推進する計画です。

2 横浜市地域福祉保健計画と各区の地域福祉保健計画

横浜市では、区ごとの特性を生かした18区の地域福祉保健計画（「区計画」）と、区計画を支援する横浜市地域福祉保健計画（「市計画（右図）」）が策定され、推進されています。

市計画の内容は次のホームページでご覧いただけます。

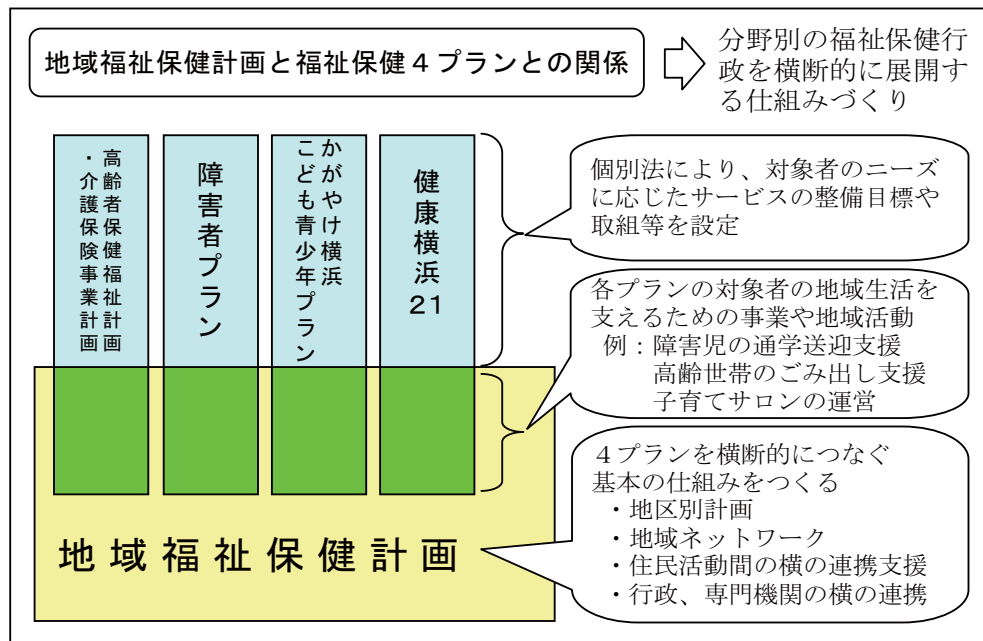
<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/keikaku/>



第2期横浜市地域福祉保健計画
（平成21～25年度／2009～2013年度）

3 横浜市の福祉保健4プランとの関係

横浜市には、各法を根拠とする福祉保健の分野別計画があります。分野別計画と地域福祉保健計画の関係は次のとおりです。



4 磯子区社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係

従来から社会福祉協議会は、住民や社会福祉活動を行おうとする団体が相互に協力しながら区民主体で地域福祉を推進していくために、地域福祉活動計画を策定してきました。

両計画については、第1期のスイッチON磯子の計画開始時から一体的に策定・推進してきましたので、第2期計画でも同様に進めていきます。

第2期磯子区地域福祉保健計画
「スイッチON磯子Ⅱ」素案
発行 平成22年4月
発行者 横浜市磯子区福祉保健課
社会福祉法人 横浜市磯子区社会福祉協議会
〒235-0016 横浜市磯子区磯子 3-5-1
電話 045-750-2442 FAX 045-750-2547

～スイッチON磯子Ⅱ【素案】へのご意見カード～

☆素案をお読みになった意見・提案・感想をお聞かせ下さい。お待ちしております！



※この部分は不要なので切り取ってください

※この部分は不要なので切り取ってください

✂キリトリ

✂キリトリ

1 共通テーマについて（①地域の支えあい、②災害時の要援護者の地域でのサポート）

〈たにおり〉

2 共通テーマ以外の取組について

3 区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザの取組について

〈たにおり〉

4 あなた自身のことについて、あてはまるものに○をつけてください。

- ◆性別 男性 ・ 女性 ◆年代 20歳未満、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳代、80歳以上
- ◆住所 磯子1～8丁目、磯子台、鳳町、岡村1～8丁目、上町、上中里、栗木1～3丁目、坂下町、汐見台、下町、新磯子町、新杉田町、新中原町、新森町、杉田1～9丁目、杉田坪呑、滝頭1～3丁目、田中1・2丁目、中浜町、中原1～4丁目、西町、馬場町、原町、東町、久木町、氷取沢、広地町、丸山1・2丁目、峰町、森1～6丁目、森が丘1・2丁目、洋光台1～6丁目、磯子区外、横浜市外

平成22年7月31日までに投函またはFAXをお願いします。FAXの場合は045-750-2547まで。
Eメールの場合は、下記の項目をis-fukuhokeikaku@city.yokohama.jpまで

〈たにおり〉

✂キリトリ

✂キリトリ

のりしろ

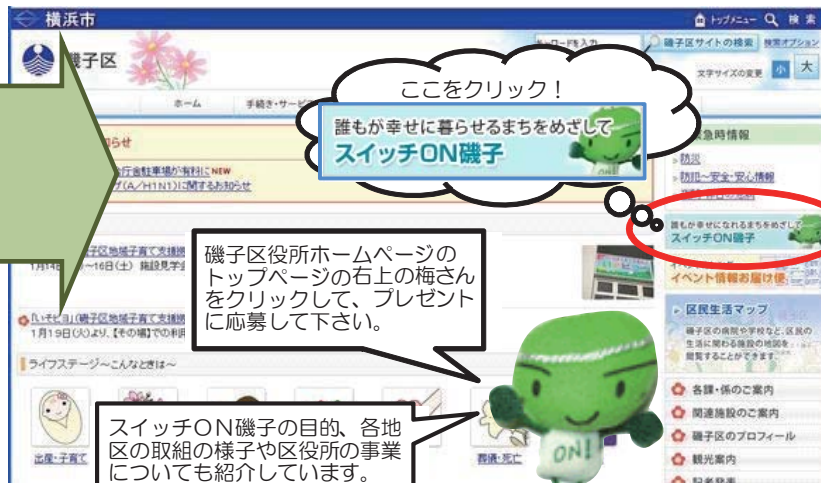
のりしろ

計画案内役の「梅さん」マスコットをプレゼントしています！

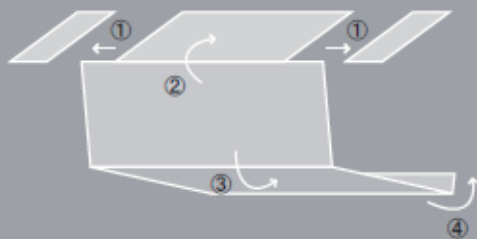
※この部分は不要なので切り取ってください

※この部分は不要なので切り取ってください

磯子区役所
ホームページを
ぜひご覧ください。



〈やまおり〉



〈やまおり〉

料金受取人払郵便

磯子支店承認

863

差出有効期間
平成22年8月31日
まで有効

切手不要

2 3 5 8 7 9 0

横浜市磯子区磯子3-5-1
磯子区役所福祉保健課
運営企画係

第2期磯子区地域福祉保健計画
素案 担当



〈やまおり〉